

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぽう平成26年
(2014年) 6月25日
毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)第1908号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 原田 正司<http://www.si-gichokai.jp>

市議会旬報

天皇陛下に拝謁



【写真提供＝宮内庁、転載禁止】

578市の議長（副議長）は、5月30日、皇居・豊明殿へ参殿し、天皇陛下への拝謁の栄に浴すとともに、お言葉を賜った。天皇陛下のお言葉、佐藤祐文・本会会長（横浜市議会議長）の言上は以下の通り。

天皇陛下のお言葉

皆さんが地方自治のために日々尽力しておられることを誠に苦勞に思います。

様々な問題があることと察していますが、皆さんの努力により、良い方向に進んでいくことを期待しています。

どうかくれぐれも体を大切にされ、今後とも市民、区民の幸せと地域の発展のために、力を尽くされるよう願っています。

佐藤会長の言上

全国813の市及び特別区の議長を代表いたしまして、謹んで申し上げます。

本日、新緑鮮やかな皇居に参上させていただき、天皇陛下に拝謁の栄

を賜り、誠に光栄の極みでございます。

全国の各都市におきましては、現下の厳しい社会経済情勢の中で、それぞれの地域の個性を生かしながら、市民が安全安心に暮らせるよう、努力いたしているところであります。が、その中で、私ども各市議会の果たすべき役割も、今後、一層重要になるものと考えております。

また、発災から3年余が経過いたしました東日本大震災の被災地におきましては、その復旧・復興に向けて懸命に努力しているところであります。が、本会といたしましては、今後とも一致結束して、全力で支援を行って参る所存でございます。

今後も、我々一同、地方自治の確立と住民福祉の向上のため、全力を挙げて参る所存でございます。

天皇陛下におかれましては、何卒ご健勝であらせられますよう、ご祈念申し上げますとともに、皇室のご繁栄を一同心からご祈念申し上げます。

第90回定期総会で可決した会長提出議案

正副会長等で要望活動

佐藤祐文・本会会長（横浜
市議会議長）はじめ正副会長
等は、6月10日、菅義偉・内
閣官房長官、新藤義孝・総務
大臣、浜田昌良・復興副大臣、
岡崎浩巳・総務事務次官と面
談し、第90回定期総会で可決
した会長提出議案①地方税財

源の充実確保に関する決議②
東日本大震災からの復旧・復
興に関する決議を要望した。
要望は、①では、平成27年
度税制改正について7項目、
同27年度地方財政対策につい
て3項目。②では、東日本大
震災からの早期復旧・復興に
ついて8項目、原子力発電所
事故災害への対応について5
項目を求めている（両決議の



菅内閣官房長官に対し要望

要望活動参加者

▽会長 佐藤祐文・横浜市議
会議長▽副会長 金沢陽介・
盛岡市議会議長▽部会長 田
中元・弘前市議会議長▽理事
佐藤一好・福島市議会議長
▽評議員 森繁男・岩沼市議
会議長※ほかに、仙台市議
会事務局職員が同行。

国と地方の協議の場が開催
骨太方針、地方分権改革を協議

国と地方の協議の場（平成
26年度第1回会合）が、6月
11日、首相官邸で開催され、
佐藤祐文・本会会長（横浜
市議会議長）ら地方六団体の代
表者が出席した。
協議事項は「骨太の方針」
の策定等と地方分権改革の推
進についての2つ。本会はい
じめ地方六団体は「これからの
国・地方を通じての課題につ
いて」と題する資料を提出し
た（3面に掲載）。



新藤総務大臣に対し要望

全文については旬報1907
号（平成26年6月15日号）に
掲載。



浜田復興副大臣に対し要望

各面談者とも要望内容に理
解を示し、とりわけ、新藤総
務大臣からは「総務省は、地



岡崎総務事務次官に対し要望

方の応援団として、できる限
りの要望に応える」旨の発言
があった。

り上げたい。引き続き地域に
目を向けていただきたい」旨
の挨拶があった。

佐藤会長発言内容（「骨太の
方針」の策定等について）

5月28日に定期総会を開催し、
地方税財源の充実確保と東日本大
震災からの復旧・復興について決
議した。

地方税財源の充実確保では、地
方財政について、巨額に財源不足
が生じている現状を鑑み、充実強
化を行うとともに、法人実効税率
の見直しに当たっては、必要な地
方税財源の確保を併せて検討し、
地方財政に影響を与えることがな

いよう願う。

また、地方税、地方交付税等の
一般財源総額の確保、地方財政計
画における歳出特別枠及び地方交
付税の別枠加算の堅持をお願い
したい。

東日本大震災からの復旧・復興
では、3年3か月が経過した。国
においては、震災以降、復旧・復
興に尽力いただいており、感謝申
し上げるが、全ての国民が念願す
る被災地全体の復旧・復興が1日
も早く実現できるよう、総力を結
集し、さらに万全の措置を講じて
いただくようお願いする。

協議では、骨太の方針の策
定等について、甘利明・内閣
府特命担当大臣（経済財政政
策）から説明があり、その後、
意見交換が行われた。佐藤会
長からは、地方税財源の充実
確保と東日本大震災からの復
旧・復興について発言した
（左掲）。

地方分権改革の推進につい
ては、新藤義孝・総務大臣・
内閣府特命担当大臣（地方分
権改革）から説明があり、そ
の後の意見交換で佐藤会長か
ら「多様な大都市制度の実現
に向け、特別自治市を含め、
検討をお願いしたい」旨発言
した。

これからの国・地方を通じての課題について

平成26年 6 月11日
地方六団体

○東日本大震災からの復旧・復興の加速化について

- ・復興交付金について、被災地域の実情に照らした事業期間の延長を図るとともに、被災地における工事の人材不足及び資材不足による入札不調が相次いでいることから、国は、その適切な対応策を早急に講じられたい。

○少子化対策について

- ・従来から、住民と身近に接している地方は、人口減少・少子化を切実なものとして受け止めてきており、人口減少・少子化のための各種施策を国に先駆けて取り組んできている。
- ・昨年度の補正予算においては、地域人づくり事業として雇用対策や女性の活躍推進に一定の配慮がされた一方、地域の少子化対策に関する国の支援は非常に乏しく、人口減少に対する地方の危機感はこれまで以上に高まっている。
- ・人口減少は、地方の問題にとどまらず国家の存亡にも関わる事態になっている。少子化対策を国家的課題と位置付け、国と地方があらゆる政策を総動員して効果的な対策を強力に展開していく必要がある。
- ・少子化対策は、結婚から子育てまでのライフステージに応じた総合的な対策として講じられることが必要である。
- ・その際には、若年層の未婚化・晩婚化の顕著な傾向の背景にある厳しい経済・雇用環境の改善をも視野に入れ、子育てに伴う経済的負担の軽減はもとより、若者や女性の雇用環境の改善や、地域で安定した収入を得られる産業振興策などを含めたトータルプランとして取り組む必要がある。
- ・少子化の要因や課題は地方ごとに大きく異なり、抜本的な対策の強化に向けては、地域の実情に応じた取り組みが何よりも重要である。
- ・我が国の明るい未来への投資として、地域少子化対策強化交付金を発展的に拡充し地方が主体的に取り組む少子化対策に必要となる自由度の高い安定した恒久財源を大幅に充実・確保すべきである。
- ・また、「子ども・子育て支援新制度」を実現するためには、1兆円超の財源が必要とされていることから、国は既に確保されている0.7兆円に加え、0.3兆円超の財源を確保すべきである。

○地方分権改革について

- ・先月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）が成立した。安倍内閣において、二度にわたる一括法が成立し、着実に地方分権改革が推進されていることを評価する。
- ・今後、第4次一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を早期に進めるべきである。
- ・また、地域が直面する課題について、地域自らが自主的・自立的な取り組みを行うことができるよう、地方からの要望の強い分野を中心に、地方への事務権限の更なる移譲、「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた義務付け・枠付けの更なる見直しなどを進めるべきである。
- ・特に、農地転用を含む土地利用に関する事務・権限については、地方が主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができるよう、早期に移譲するとともに、あわせて国の関与を廃止するべきである。
- ・現在、募集が開始されている地方分権改革に関する「提案募集方式」については、個々の地方公共団体からの意見を広く取り上げ、改革を着実に推進するシステムとして評価するものであり、政府全体として、個々の提案をできる限り実現する方向で積極的に検討を行うべきである。

○地域経済の再生について

- ・デフレ脱却と経済再生に向けた取組により、日本経済は明るさを取り戻しつつある一方で、地域の中小企業や農林水産業には予断を許さない状況が続いている。東京一極集中による地域間格差の存在が、こうした傾向に拍車をかけていると言っても過言ではない。
- ・地方から大都市圏への人口移動を食い止め、地域社会を持続可能なものとしていくことが、喫緊の課題であり、そのためにも、地域経済の再生には一刻の猶予も許されない。
- ・国においては、新たな国土構造の構築など国が担うべき地域間格差の是正のための施策をしっかりと講じるべきである。その上で、地域を絞り込んで選別するとの発想ではなく、地域が自ら主体的かつ責任ある取組を行うことができるよう、大胆な規制緩和や税制の優遇措置、国家戦略特区制度の充実・改善等を通じ、地方への伴走支援を行うことが必要である。
- ・また、依然として厳しい経営状況にある中小企業の実態を踏まえ、中小企業の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じるとともに、農林水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すべきである。

○農林漁業対策について

- ・我が国の農林漁業は、食料生産やエネルギーの供給のみならず、国土の保全や水源のかん養等、多面的な機能を有しており、その再生は重要である。
- ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」にかかる施策を着実に推進するとともに、「食料・農業・農村基本計画」の見直しにあたっては、多様な地域の実態を重視し、食の安全・安心に対する関心を踏まえ、農業・農村の再生に向けて安定した政策を確立すること。

○国土強靱化について

- ・近年、我が国においては、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が懸念されるとともに、震度5以上の地震や土砂災害、いわゆるゲリラ豪雨などの異常気象により災害が継続しており、住民の安全・安心が脅かされる事態が顕著になっている。
- ・国土強靱化対策は、一刻の猶予もなく直ちに取らねばならない必要があるが、国、都道府県、市町村の適切な役割分担が求められる。その推進に当たっては、地方の意見を十分に聞くとともに、医療救護体制の整備や重要な産業施設の防災対策、国土軸の複線化など、広域かつ重要性が高い国家的課題に対しては、現場人材の育成・確保を含め国が必要な対策を早急に検討し実施する必要がある。
- ・国土強靱化対策を着実に進めるため、十分な予算を安定的に確保するとともに、地方がスピード感をもって対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充、緊急性の高い対策へ集中投資し地域の強靱化を加速する新たな交付金を含め新規の予算枠を創設すべきである。

○社会保障改革について

- ・国において、地方が担う医療、介護、少子化対策等の基礎となる各社会保障システムの基盤充実に図ることがまずは必要である。さらに、各社会保障システムの制度設計に当たっては、全国一律の制度とするのではなく、地域の実情に応じて選択できる自由度の確保も重要である。
- ・介護分野における有効求人倍率は、依然として全産業を大きく上回る状態が続いており、このまま介護分野の人材不足が恒常化すれば、介護サービスの提供に重大な支障が生じる。
- ・地域包括ケアの担い手である介護人材の確保については、介護職員の処遇改善による新規参入・定着の促進、潜在的な介護人材の再就業など従来の対策を強力に推進するとともに、今後必要となる介護人材を着実に確保するため抜本的な対策を早急に打ち出し、計画的に実行すべきである。
- ・国民健康保険については、財政基盤の強化策として社会保障と税の一体改革による保険者支援制度の1,700億円は早急かつ確実に実行すべきであるが、構造的な問題を解決するためには不十分である。
- ・昨年の社会保障制度改革国民会議報告書にあるとおり、後期高齢者支援金に全面総報酬制を導入することにより生じる2,400億円の国費を国保に優先的に投入すべきことはもとより、増高する医療費の対応など、将来にわたり赤字を生み出さずに安定的に運営できるよう、国の責任において財政基盤の強化を図り、持続可能な国保制度を構築する必要がある。
- ・国民健康保険については、現在「プログラム法」の規定に基づいて、国と地方で協議を行っているところだが、国は抜本的な財政基盤強化の具体策を示すとともに、都道府県と市町村の適切な役割分担などの協議事項について、十分かつ丁寧な協議を行い地方の理解と納得を得る必要がある。

○地方税財政について

【地方一般財源・地方交付税の総額確保】

- ・国と地方の連携・協力なくして日本の再生は実現できない。地方が責任を持って地域経済を支えるためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。平成27年度においてアベノミクスの効果を地域の隅々にまで行きわたらせるためにも、安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を確保することが必要である。特に人口減少・少子高齢化に伴う社会保障経費の自然増や少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと、国土強靱化のための安全・安心対策等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算も含め地方財政計画に必要な歳出を確実に計上するべきである。
 - ・既往債の償還等により今後も累増することが懸念される臨時財政対策債について、その発行額を極力抑制するとともに、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うことを求める。
- 【法人実効税率の見直しを行う場合の代替財源の確保】
- ・現在、法人実効税率のあり方が検討されているが、地方交付税原資分を含め約6割が地方団体の財源となっている法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えるため、法人実効税率の引下げを行う場合は、地方の歳入に影響を与えることのないよう、恒久減税には恒久財源を確保すべきである。
 - ・代替税財源については、消費税及び地方消費税率の引上げが予定されている状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民の理解を得ることが困難であり、現実的な措置でないため、「法人課税の中での税収中立」を前提とすべきである。
 - ・法人事業税の外形標準課税は、応益性の原則からも拡大していく方向で検討することが望ましいが、その際は、既に導入されている資本金1億円超の法人の検討を優先し、中小法人への拡大については慎重に検討するべきである。

【地方税源の確保等】

- ・その他地方税等に関し、以下の事項に留意が必要である。
- 増大する社会保障費に対応するため、引き続き経済状況の好転を図り、消費税及び地方消費税率の10%への引上げを行うとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 消費税及び地方消費税率10%への引上げ時における自動車取得税の廃止の際は、自動車税の環境性能課税の制度設計等により、安定的な代替税財源の確保を同時に図ること。
- 償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- 地球温暖化対策のための税について、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保することなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に関して地方団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。

地方自治法の一部を改正 する法律が成立・公布

地方自治法の一部を改正する法律が、平成26年5月23日に成立し、30日に公布された。この改正は25年6月25日の第30次地方制度調査会の答申ののちだったもの。

改正内容は、新たな広域連携の仕組みの整備と大都市制度の見直しが大きな柱。

新たな広域連携の仕組みとして、地方公共団体間で連携して事務処理に当たるとき、関係団体の議会の議決を経た協議により、基本的な方針や役割分担を定める「連携協約」を締結できる制度が創設された。これには、連携協約に係る紛争が生じた場合、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求める旨の申請ができるとする、その解決の手続き規定も設けられている。

また、事務の一部を、協議により規約を定めた上、自団体の名において他団体に管理・執行させることができる「事務の代替執行」も創設された。

大都市制度の見直しでは、

指定都市制度の見直しのほか、中核市制度と特例市制度の統合がなされる。

指定都市制度の見直しは、制度が発足した昭和31年以來の大きな改正となる。指定都市の区に関する事項として、区事務所の方掌事務を条例で定めるとされたほか、市長の権限に属する事務のうち特定の区に関するものを執行させるため、区に代えて「総合区」を設け、議会の合意を得て選任される「総合区長」を置く

地制調第2回専門小委

三議長会が重点検討項目を提出

佐藤会長は地方議会の権能強化など発言



発言する佐藤会長

第31次地方制度調査会第2回専門小委員会が、6月2日、総務省で開催され、佐藤祐文・本会会長（横浜市議会議長）ら地方六団体の代表者が出席した。

ことができるとされた。また、いわゆる二重行政の解消のため、指定都市及び都道府県の事務処理について必要な協議を行う「指定都市都道府県調整会議」が設置され、協議を調えるため必要ときは総務大臣に勧告を求めることが可能となった。

中核市制度と特例市制度の

第4次一括法が成立・公布

第4次一括法（法律名Ⅱ地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する

法律）が、平成26年5月28日に成立し、6月4日に公布された。

統合では、中核市の指定要件が人口20万人以上とされ、特例市制度が廃止される。廃止に伴い、法施行時に特例市であれば▽特例市としての事務を引き続き処理する▽人口が20万人未満でも施行から5年間は中核市の指定が受けられる▽経過措置が設けられている。

団体▽都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等。国から地方公共団体への移譲は、看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、商工会議所の定款変更の認可、自家用有償旅客運送の登録・監査等など。自家用有償旅客運送は、自家用車を用いて有償で運送するサービス。過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送など地域住民の生活維持に必要であり、その登録・監査等の事務・権限が、国（地方運輸局）から希望する市町村に移譲される。

都道府県から指定都市への

移譲は、県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定、病院の開設許可、都市計画区域マスタープランの決定など。

なお、衆参それぞれの総務委員会において▽確実な財源措置を講ずること▽移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、マニュアルの整備や助言、研修や職員の派遣など必要な支援を行うこと▽移譲するに至らなかった事務・権限については、引き続き移譲に向けた検討を進めることとする附帯決議がなされている。

今回の議題は、今後の審議事項についてなどで、会議は、地方六団体の各代表者からそれぞれ10分ずつ意見が聴取され、その後、30分間の意見交換という流れで進められた。

本会をはじめ議会三団体は、地方議会議員の法的な位置付けを明確にするため、地方議会議員の責務を地方自治法上に規定することについてなど5項目を記した「地方制度調査会における重点検討項目について」と題する資料を会議

資料として共同提出（5面右下掲）。三団体を代表して、全国都道府県議会議長会の多賀久雄・副会長（京都府議会議長）から各項目について説明、検討を要請した。

全国市長会の清水庄平・立川市長から「二元代表制における長と議会の関係については、均衡と抑制の状態が望ましい。地方議会のあり方については慎重な検討をお願いしたい」などの発言があった。佐藤会長からは、地方議会

の権能強化、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方について発言した（5面右上掲）。

意見聴取では、ほかに▽性別関係なく、働ける社会の実現▽地域活性化を図る上での交流人口の拡大▽ライフステージごとの居住地の変化を加味した自治体のあり方▽議員のなり手を増やす方策▽被選挙権年齢の引き下げーなどの発言があった。

- 5 決算不認定の場合の首長の対応措置について
(提案趣旨)
議会の決算審査の活性化に資するため、決算不認定の場合の首長の対応措置について検討。

議会人事

議 会 人 事

▼議長

▽仙北 青柳宗五郎(5・8)
▽大和 菊地 弘(5・8)
▽那須烏山

▽香南 西内治水(4・25)
▽天草 中尾友二(4・25)
▽神埼 山口義文(4・28)
▽男鹿 笹川圭光(4・30)

▽犬山 小林敏彦(5・9)
▽愛西 島田 浩(5・9)
▽長久手

▽坂戸 加藤則夫(4・23)

▽清須 佐藤昇市(5・8)

▽坂井 前田嘉彦(4・30)

▽多治見 木村さゆり(5・9)

▽国東 馬場將郎(4・23)

▽大垣 高橋 滋(5・8)

▽浅口 平田襄二(4・30)

▽美濃 山口育男(5・9)

▽上田 下村 栄(4・24)

▽飯塚 道祖 満(5・8)

▽田村 箭内仁一(5・1)

▽山県 尾関律子(5・9)

▽狭山 田村秀二(4・24)

▽日光 手塚雅己(5・9)

▽伊達(福島)

▽小野 前田光教(5・9)

▽香南 黒石博章(4・25)

▽愛西 鬼頭勝治(5・9)

▽中野(長野) 大橋良一(5・1)

▽三好 並岡和久(5・9)

▽天草 田中 茂(4・25)

▽長久手 川合保生(5・9)

▽土佐 黒木 茂(5・9)

▽串間 瀬尾俊郎(5・9)

▽神埼 永沼 彰(4・28)

▽美濃 古田 豊(5・9)

▽南房総 高野良之(5・1)

▽南足柄 渡辺円一(5・12)

▽男鹿 三浦利通(4・30)

▽山県 杉山正樹(5・9)

▽篠山 隅田雅春(5・1)

▽春日部 栄 寛美(5・12)

▽坂井 橋本充雄(4・30)

▽小野 藤本修造(5・9)

▽小松島 安平剛之(5・1)

▽東金 塚瀬一夫(5・12)

▽浅口 田口桂一郎(4・30)

▽三好 大浦忠司(5・9)

▽うきは 高山敏枝(5・1)

▽津島 加藤則之(5・12)

▽田村 長谷川元行(5・1)

▽善通寺 大平達城(5・9)

▽杵築 阿部長夫(5・1)

▽安城 畔柳秀久(5・12)

▽伊達(福島) 安藤喜昭(5・1)

▽土佐 中田勝利(5・9)

▽西都 黒木吉彦(5・1)

▽高山 水門義昭(5・12)

▽中野(長野) 安藤喜昭(5・1)

▽春日部 河井美久(5・12)

▽近江八幡

▽大東 三ツ川武(5・12)

▽南房総 芋川吉孝(5・1)

▽津島 長尾日出男(5・12)

▽三次 今榮克博(5・2)

▽御所 松浦正一(5・12)

▽茨木 栗原保博(5・1)

▽安城 武田文男(5・12)

▽始良 福岡誠志(5・2)

▽海南 寺脇寛治(5・12)

▽篠山 林 茂(5・1)

▽高山 島田政吾(5・12)

▽下呂 竹下日出志(5・2)

▽三原 岡本純祥(5・12)

▽小松島 宮崎欽司(5・1)

▽大東 大谷真司(5・12)

▽桜井 服部秀洋(5・7)

▽宮崎 徳満秀夫(5・12)

▽うきは 岩佐達郎(5・1)

▽御所 島田幸子(5・12)

▽萩 我妻 力(5・7)

▽出水 出水睦雄(5・12)

▽西都 井上久昭(5・1)

▽海南 宮本勝利(5・12)

▽事務局長

▽仙北 田中宣男(4・1)

▽鶴ヶ島 金泉婦貴子(5・2)

▽副議長

▽近江八幡

▽西川昭一郎(4・1)

▽近江八幡 田中 好(5・2)

▽坂戸 宮崎雅之(4・23)

▽清須 渡辺健壽(5・8)

▽小松島 石山 晃(4・1)

▽三次 沖原賢治(5・2)

▽静岡 中山道晴(4・23)

▽うきは 岸本洋美(5・8)

▽熊懷洋一(4・1)

▽始良 湯之原一郎(5・2)

▽国東 木田憲治(4・23)

▽大垣 鈴木陸平(5・8)

▽国東 小股龍郎(4・1)

▽下呂 中島達也(5・7)

▽上田 池上喜美子(4・24)

▽関 山藤鉦彦(5・8)

▽串間 前田宣良(4・1)

▽桜井 高谷二三男(5・7)

▽狭山 加賀谷勉(4・24)

▽生駒 角田晃一(5・8)

▽西都 片岡昌宏(4・1)

▽萩 横山秀二(5・7)

▽御前崎 曾根正浩(4・24)

▽横須賀 伊東雅之(5・9)

▽始良 大迫 久(4・1)

▽丸亀 山本直久(4・25)

▽日光 齊藤正三(5・9)

▽神埼

▽野中一由(5・1)



共同編集：全国市議会議員会・全国町村議会議員会

議員研修誌 月刊 地方議会人

A判・68頁・定価750円（年間購読料9,000円）

【2014年6月号】

特集：福祉政策と地方議会

巻頭言

川村匡由

・福祉政策と地方議会の役割

大森 彌

・地域包括ケアシステムの実現に向けて

高橋紘士

・国民健康保険における自治体の位置づけと課題

林 宜嗣

・待機児童問題解消のカギ

吉田正幸

○現地報告

千葉県千葉市／京都府精華町
／鹿児島県大和村

◆連載◆

時流観望／地方自治12のポイ
ント／議会広報クリニック等

ご注文・問い合わせは

直接TEL 03-3264-2520 又はFAX 03-3264-2867

URL <http://www2.odn.ne.jp/chuouunkasha/>

株式会社

中央文化社